

弁済 宅建 H05-06-4 <<#859>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bから 100 万円を借り入れている。Aは、弁済にあたり、Bに対して領収証を請求し、Bがこれを交付しないときは、その交付がなされるまで弁済を拒むことができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 受取証書の交付請求等 【宅建★入門】

- 1 弁済をする者は、**弁済と引換えに**、弁済を受領する者に対して**受取証書の交付**を請求することができる。
- 2 弁済をする者は、前項の**受取証書の交付**に代えて、その内容を記録した**電磁的記録の提供**を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。（民法 486 条）

《関連知識》

| | |
|--------------------------|---|
| ■受取証書の交付請求 (電磁的記録の提供) | 弁済と同時履行 |
| ■債権証書の返還請求 | 弁済と同時履行の関係に立たない ⇒ 全部弁済後に、債権証書の返還請求 |